

短期入所生活介護、予防短期入所生活介護重要事項説明書

<令和8年6月1日>

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 3675-2601 (直通 9:00~17:00)

担当 保戸田裕美 (社会福祉士 介護支援専門員 介護福祉士 相談員)

大栗 朋也 (社会福祉士 介護支援専門員 相談員)

*ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

2 なぎさ和楽苑の概要

① 運営の方針

心身の虚弱な高齢者を介護しているご家族が、休養をとり旅行に行ったり、或いは疾病、出産、冠婚葬祭等により在宅において一時的に介護できなくなった時に、いつでも安心して利用できるのが、短期入所生活介護、予防短期入所生活介護事業です。利用中は、他の介護事業と協力のもとに総合的に生活支援を行い、継続的に家庭の代替機能を推進いたします。その一方で、身体機能維持のための機能訓練やレクリエーションを実施し、利用者自身の精神の安定を図りながら、併せて個々に合った援助方法を計画・実施いたします。利用者自身が住みなれた地域やご家庭での自立した生活が長期間維持されるように、側面より援助をいたします

なぎさ和楽苑の理念

“思いやりの心の介護の実践”

理念に向けての心構え

相手の身を思う心やさしい介護

奉仕の心のもとに人間愛に培われた真心の介護

輝ける夕映えの人生を支える心豊かな介護

② 提供できるサービスの種類

施設名称	なぎさ和楽苑
所在地	東京都江戸川区西葛西8-1-1 電話番号 03-3675-1201
介護保険指定番号	併設短期入所生活介護 (東京都 1372301638)

③ 施設整備の概要

敷地：3984.13㎡

建物：鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階 延べ面積8,727.10㎡

定員	20名	静養室	1室(2床)	
居室	ユニット型個室	20部屋(約15㎡)	医務室	1室(5階)
			厨房	289.31㎡
浴室	個浴室1 中間浴室1 特浴室1	機能訓練室	1室(1階)	

④ 短期入所生活介護（予防）事業の職員体制

	常勤換算	業務内容	資格
管理者	1	施設の業務を統括	
介護職員	12.1	日常生活上の介護	介護福祉士など
生活相談員	2	生活上の相談・利用調整	社会福祉士など
看護職員	1.65	健康管理	看護師、准看護師
機能訓練指導員	1.2	機能訓練	理学療法士など
医師	1	健康管理	医師
栄養士	1	食事の管理	管理栄養士
ボランティアコーディネーター	1	ボランティアに関する調整	

3 サービスの内容

食事 朝食 8:00～10:00 頃 昼食 12:00～14:00 頃 夕食 18:00～20:00 頃

入浴 3日間利用に1回を基本とし、週に最低2回を原則として入浴していただけます。
但し、健康状態に応じて、特別浴または清拭になる事があります

介護 着替え、排泄介助、オムツ交換、施設内の移動の付添い、体位交換等、ご希望や状態に応じて適切な介護サービスを提供いたします

健康管理 短期入所生活介護事業利用の初日に簡単な健康チェックを行います。

その他 1階カフェテリア「ブリッサ」にて簡単な軽食、お飲み物等を召し上がっていただくことができます。毎週水曜・土曜日にはボランティアによる喫茶店を実施。
また、「ブリッサ」には売店が隣接され、お菓子と日用品を販売しています

サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
倫理規程	有	当苑の基本理念である「思いやりの心の実践」を遂行するための行動規範
職員への研修の実施	有	採用時、現任研修年2回
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	無	他の利用者の生命または身体を保護する為止む終えない場合は有
男性職員の有無	有	
短期入所生活介護専従職員	有	

4 サービスの利用方法

まずは、電話等にてお申込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。また、一度契約を締結された場合、利用毎に契約が締結された事といたします。ご利用の予約は、2ヶ月前の1日（日・祝日の場合は前日）となっています

* 居宅サービスの計画を依頼している場合には、事前に介護支援専門員とご相談ください

5 施設利用にあたっての留意事項

面会	9：00～20：00まで可能ですが、以降は他利用者が就寝していますのでご相談ください
外出・外泊	事前にお申し出があれば対応いたします
飲酒・喫煙	場合によって飲酒は可能です。喫煙は指定の場所でのみ可能となりますのでご相談ください
設備・器具の利用	設備や器具の利用に関してはご相談ください。破損した場合には実費を頂戴しています
貴重品・金銭の持ちこみ	施設にて責任を負いかねますので、高価な品物・高額の金銭のご持参はご遠慮しています。事前に相談なくご持参された場合には自己責任となります
所持品の持ちこみ	必要な物品の持ちこみは可能ですが、氏名のご記入をお願いいたします
宗教活動	施設内での宗教活動は禁止しています
不慮の事故への対応	私たちは関係法令に従い不慮の事故等が起こらない様、細心の注意を払い介護にあたります。しかし、現状の人員配置基準や、緊急止む終えない場合を除く身体的拘束禁止の中で、認知症高齢者等への個々への対応には自ずと限界点も出てまいります。当苑では目の行き届く介護を実践していますが、法令を遵守し最善を尽くした上での不慮の事故の可能性については、ご理解をいただいています
健康管理	夜間は医師および看護師が勤務しておりませんので、体調の優れない時には早めに申し出てください。夜間に緊急の対応が必要になった場合は電話連絡で看護師が対応いたします
施設外の受診	ご家族の付添いをお願いしています

6 個人情報保護について

- (1) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報管理規定」を定め、「個人情報保護に関する基本方針」および「個人情報保護の利用目的」を掲示板により公表し、これらに則って適正に管理運用いたします
- (2) 利用者および利用者家族の状況等、援助上必要に応じて専門職を交えたカンファレンス等で提示させていただく場合がございます
- (3) 全ての職員による個人情報管理規定遵守および、違反に対する懲戒処分の誓約、業務委託先との秘密保持契約の締結、ボランティア・実習生等に対する指導、監督を通じて秘密保持を厳守します

7 事故発生の防止および発生時の対応

事故の発生、又は再発を防止する為に必要な措置を講じます

- (1) 介護事故等の発生の防止および発生時の対応に関する規定を「事故発生防止についての指針」に定めています
- (2) 事実の報告および改善策を記録する共に、従事者に対し周知徹底する体制を整備しています
- (3) 「事故発生防止委員会」を設置し、又介護事故発生防止に関する従事者への研修を定期的に実施いたします

- (4) サービス提供時に事故が発生した場合は家族に連絡し、すみやかに保険者等の関係機関に報告を行います
- (5) 事故の状況により賠償等の必要が生じた場合には、当施設の加入する損害賠償保険で必要な措置を講じます。但し、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りではありません

8 衛生管理等

施設において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じます。感染症対策指針およびマニュアルを整備し、定期的に感染症委員会を開催すると共に、従事者への定期的な研修を実施いたします

9 身体的拘束の禁止

緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束など利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急止むを得ず身体的拘束を行う場合は、事前または事後速やかに利用者・ご家族へ説明し同意を得て、所定事項を記録いたします。尚、施設では身体的拘束廃止指針およびマニュアルを整備し、身体的拘束適正化検討委員会を開催すると共に、従事者への定期的な研修を実施します

10 高齢者虐待等の禁止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の人権擁護、虐待発生またはその再発の防止のため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組んでまいります。また、措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

11 ハラスメント防止むけた体制

「ハラスメント防止規程」に基づき、職場におけるハラスメント防止の取組、相談体制の構築、マニュアルの作成や研修の実施など職員が働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。また、利用者やその家族等から受ける著しい迷惑行為を防止するための方針の明確化等の措置を講じます。

12 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等の処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします

13 非常災害対策

防災時の対応	利用者の人命を最優先とし、対応の徹底を図っています
防災設備	消火・通報設備（非常通報設備）、避難用スロープ等を完備しています
防災訓練	初動対応訓練を基本とした、訓練を実施しています
近隣との協力関係	隣接する新田住宅自治会および秀栄会、新田町会、東京福祉専門学校等との防災協定を締結し、非常災害時の協力関係を築いています。 防災マニュアル・計画地震・水害・感染症を含めた非常災害マニュアル（BCP マニュアル）を作成し万全を図っています。又感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修、訓練の実施等に取り組んで参ります。

1 4 相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください

<p><サービス相談窓口> 電話番号：03-3675-1201 担当 阪本 彰史 <なぎさ和楽苑 第三者委員会> ・長田 久雄（桜美林大学院教授） ・岡村 郁子（江戸川区社会福祉協議会事務局長） ・坪井 順子（なぎさ和楽苑家族会OB） ・横内 博（ボランティア「なぎさグループ」代表） ・小坂 順子（江戸川区民生児童委員協議会 葛西第三地区副会長） 第三者委員へご相談のご希望の場合は、サービス相談担当までお申し出ください。電話、面談等調整をさせていただきます。 （受付時間 月曜日～土曜日 9：00～17：00 年末年始・祝日除く）</p>
--

当事業所が設置する窓口以外でも相談・苦情の窓口を設置しています

<p><江戸川区役所内> 介護保険課事業者調整係 電話：03-5662-0032 <東京都国民保険団体連合会> 介護相談窓口担当 電話：03-6238-0177 （受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00 年末年始・祝日除く）</p>
--

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

1 5 情報開示

各事業内容について、個人情報の取り扱いに配慮しつつ利用者の活動状況およびサービス内容の情報を公開し、ご家族、ボランティア、地域一般住民、行政等の理解を深めるとともに、ボランティア活動に代表されるような地域住民参加型の施設運営を展開することを目的としています
 「新年度事業計画並びに予算書」の発行（5月）、「前年度事業報告並びに会計報告」（6月）
 「ボランティア活動報告」（6月）

事業所の運営規定の概要等の重要事項については、事業所内での書面掲示に加え、ホームページ上で閲覧ができるよう掲載いたします。

なぎさ和楽苑ホームページ <http://www.tokyoeiwakai.or.jp>

1 6 なぎさ和楽苑の概要

法人名・施設名	社会福祉法人 東京栄和会 なぎさ和楽苑
代表者役職・氏名	苑 長 池 田 め ぐ み
本事業所 所在地	東京都江戸川区西葛西8-1-1
電 話 番 号	03-3675-1201
FAX 番 号	03-3675-1203

定款の目的に定めた事業

- (1) 介護保険事業（介護予防・総合事業含む）
- ①介護老人福祉施設 ②短期入所生活介護
 - ③通所介護 ④認知症対応型通所介護
 - ⑤ 通所型サービス（緩和型）
 - ⑥ 訪問介護 ⑦訪問看護
 - ⑧福祉用具貸与 ⑨居宅介護支援(介護予防支援)
- (2) 江戸川区委託事業
- ①地域包括支援センター（熟年相談室）
- (3) 診療所
- ①博愛ホーム診療所
- (4) 都市型軽費老人ホーム
- ①JOY なぎさ
- (5) 特定相談支援事業
- (6) 障害児相談支援事業
- (7) 障害福祉サービス事業
- ①短期入所
 - ②在宅心身障害者施設入浴サービス(区委託事業)
 - ③居宅介護・重度訪問介護

短期入所生活介護・予防短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 〒134 - 0088 東京都江戸川区西葛西 8 丁目 1 番 1 号
名 称 なぎさ和楽苑 短期入所生活介護、予防短期入所生活介護事業

<説明者>

所 属 なぎさ和楽苑 短期入所生活介護事業

氏 名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護・予防短期入所生活介護事業についての重要事項の説明を受けました

契約者氏名（利用者）

氏 名 _____

住 所 _____

ご家族氏名・代理人

氏 名 _____

住 所 _____